

千葉県立保健医療大学学長候補者学内意向調査実施要領

(趣旨)

第1条 千葉県立保健医療大学学長選考規程施行細則（以下「施行細則」という。）第6条第3項の規定により、投票による学内の意向調査（以下「意向調査」という。）の実施及び学長候補者学内意向調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(調査委員会の組織)

第2条 調査委員会は、各学科から選出された各2名の委員をもって組織する。

- 2 調査委員会の委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 調査委員会の委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を掌理する。
- 4 調査委員会委員が、学長候補者に推薦された場合は、委員を辞さなければならない。
- 5 調査委員会委員が欠員になった場合は、当該委員を選出した学科は、遅滞なく委員を補充しなければならない。
- 6 調査委員会の事務は、事務局企画運営課が行う。

(調査委員会の議事)

第3条 調査委員会の委員長は、委員会を招集し議長となる。

- 2 調査委員会は、3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査委員会の職務)

第4条 調査委員会は、意向調査に関する次の事務を所掌する。

- (1) 投票の日程・場所の決定及び公示に関すること。
- (2) 投票資格者名簿の作成及び公示に関すること。
- (3) 投票用紙の管理に関すること。
- (4) 投票及び開票に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意向調査の実施に必要な業務に関すること。

(意向調査の公示)

第5条 調査委員会は、意向調査の投票の日程、場所、その他意向調査の実施に必要な事項を決定し、公示する。

(投票資格)

第6条 意向調査の投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、学長、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務局職員及び図書館職員で、意向調査を公示した日に在職している者（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び育休任期付任用職員を除く。）とする。

2 前項の規定に関わらず、意向調査の投票日に療養休暇若しくは休職中の者又は前項に定める身分を喪失している者は、投票資格を有しないものとする。

(投票資格者名簿の作成及び閲覧)

第7条 調査委員会は、投票資格者名簿(様式第1号)を作成し、意向調査の投票日の前日まで投票資格者の閲覧に供する。

(意向調査公報)

第8条 調査委員会は、学長候補者学内意向調査公報を発行し、意向調査の投票日の2日前までに投票資格者に配布しなければならない。

(投票方法)

第9条 意向調査の投票は、単記無記名投票とし、不在者投票及び代理投票は認めない。

(投票用紙)

第10条 意向調査の投票は、様式第2号に定める投票用紙により行うものとする。
ただし、学長候補者が1名のときは、様式第3号に定める投票用紙により行うものとする。

2 投票用紙は、投票所において交付するものとする。

(開票)

第11条 意向調査の開票は、投票終了後、速やかに行うものとする。

(立会人)

第12条 意向調査の投票及び開票は、専任教員の中から調査委員会が委嘱した立会人3名の立会いのもと調査委員会が行う。

2 前項の委嘱において、施行細則第3条第2項に定める学長候補者の推薦を行った推薦人(推薦人が複数名の場合は推薦代表者)が希望する場合には、当該推薦人又はその指名する教員を、立会人に含めるものとする。

(投票の効力)

第13条 様式第2号による投票においては、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 2名以上の氏名を記載したもの
- (3) 氏名の判読できないもの
- (4) 学長候補者名簿に記載されている者以外の氏名を記載したもの
- (5) 所定の事項以外のことを記載したもの
- (6) 何ら記載のないもの

2 様式第3号による投票においては、次の各号のいずれかに該当する投票は無効と

する。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○若しくは×のどちらかの記載がないもの、また両方あるもの
- (3) 何ら記載のないもの

3 第1項及び第2項に定めるもののほか、投票の効力に疑義のあるものについては、立会人の意見を聴いて、調査委員会がこれを判定する。

(評議会への報告)

第14条 調査委員会は、意向調査の結果を附して学長候補者の氏名を学長候補者学内意向調査結果報告書(様式第4号)により評議会に報告するものとする。

(投票結果の公示)

第15条 調査委員会は、意向調査の結果を評議会に報告した後、速やかに投票結果を公示しなければならない。

(投票用紙の保管)

第16条 調査委員会は、評議会による学長候補者の選考が終了するまで、意向調査の投票用紙を保管するものとする。

(調査委員会の解散)

第17条 調査委員会は、評議会による学長候補者の選考終了後、解散するものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月8日から施行する。

(様式第1号)

投票資格者名簿

[illegible][illegible]

学長候補者に係る学内意向調査の投票資格者は、上記のとおりである。

年 月 日

学長候補者学内意向調査委員会
委員長

印

(様式第 2 号)

学長候補者学内意向調査

調査委員会

委員長の印

候 補 者

氏 名

(様式第 3 号)

学長候補者学内意向調査

調査委員会

委員長の印

信 任 ○

不信任 ×

(様式第4号)

学長候補者学内意向調査結果報告書

年 月 日

評議会議長 様

学長候補者学内意向調査委員会
委員長

印

学長候補者学内意向調査結果は、下記のとおりとなりましたので報告します。

記

投票資格者数	名
投 票 総 数	票
有 効 投 票 数	票
無 効 投 票 数	票

[illegible]